

高齢者福祉施設における 救急要請ガイドライン

令和7年

小野市消防本部

目次

- 1 趣旨
- 2 高齢者福祉施設救急要請時対応マニュアル
- 3 高齢者福祉施設における救急要請ガイドライン
- 4 救急要請の基本的な考え方
- 5 施設内での事故防止、日ごろからできる対策
- ※ 別添 救急隊への情報提供書

I 趣 旨

救急業務とは、消防法第2条第9項で災害や事故、生命の危険や著しく悪化する恐れのある症状を示す傷病者を、迅速に搬送する適当な手段がない場合に救急隊により医療機関へ搬送することとしています。

救急出場件数が増加の一途を辿っている中で、救急車の空白時間、空白地域(救急車が同時に多数出場することである地域に救急車がない時間帯)が現実問題として起こっており、今後も救急需要の増加が予想され問題となってくると考えます。

また、当市も全国に比例し超高齢社会の進展に伴い、65歳以上の高齢者は呼吸器疾患、心疾患、脳疾患による救急搬送が増えています。転倒などによる骨折や打撲などのけがにあっては、比較的安全と思われている家庭内でも発生している状況です。

そのような背景の中、高齢者福祉施設からの救急要請件数も増加しており、入所者の発病や施設内での転倒事故等に起因した救急要請が見受けられます。一部には入所者の生命に危険が迫っているにも関わらず、応急手当が実施できていないケースも見受けられます。

施設内での事故には、廊下や階段に手すりを設置する、カーペットの滑り止め防止措置をする等、少しの工夫で防げることもあります。

また、普段から健康相談のできる「かかりつけ医」を持つことや、何かの時に相談・診察していただける「協力医療機関」を持つことにより、もしもの時に適切な対応ができる体制作りも高齢者福祉施設様には必要であると考えています。

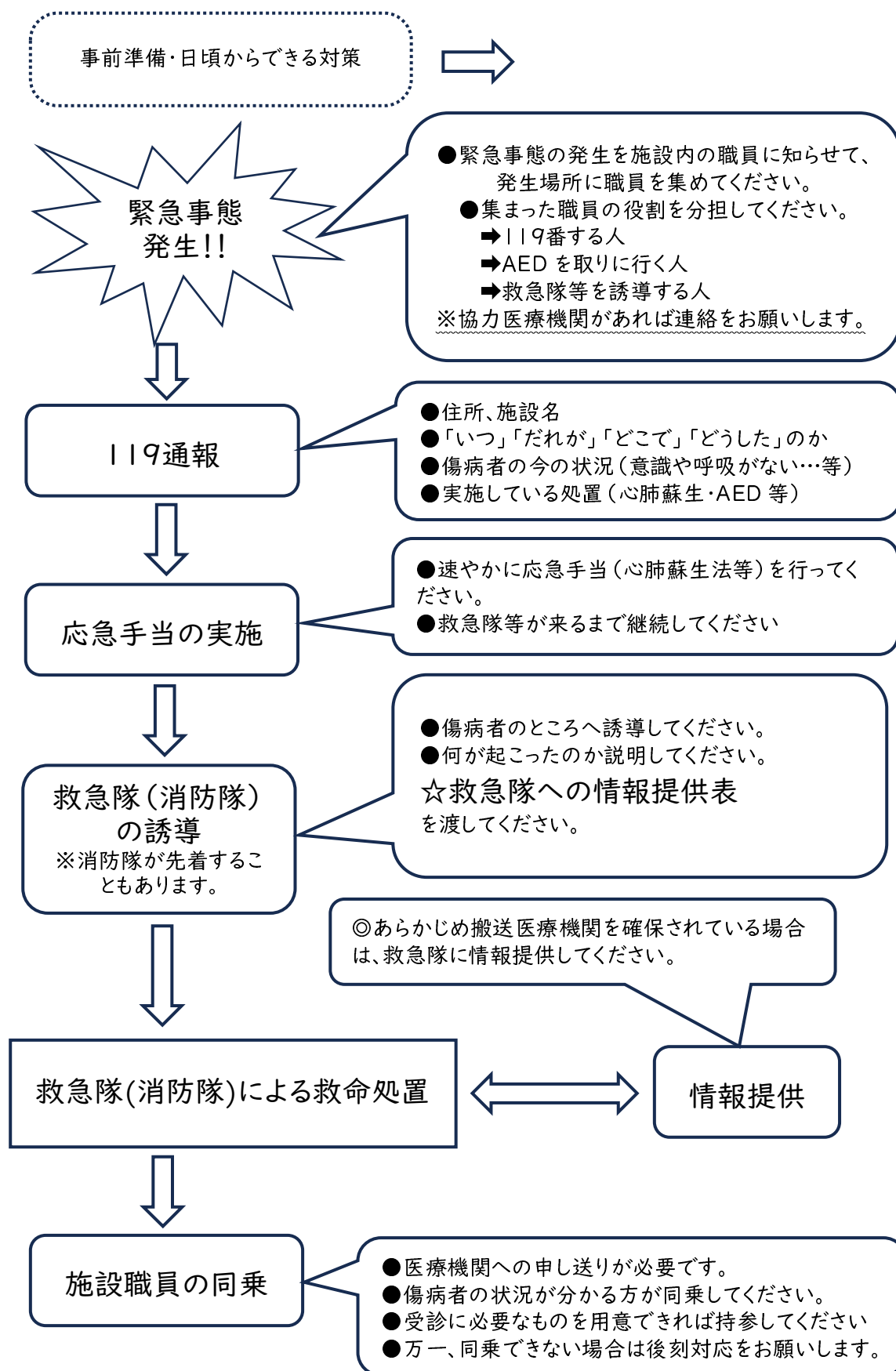
救急車は緊急車両であり、数も限られております。本当に必要とされている方のところへ一刻も早く駆けつけるのが本来の消防が担う救急業務であることをご理解いただいたうえで、緊急事態が起こった場合は迷わず119番通報し、入所者のために応急手当を実施していただく必要があります。

以上のことから小野市消防本部では、高齢者福祉施設様の救急対応能力の向上を支援するため、救急要請の概要や実情を把握し、要請理由及び需要に関する検討を行い、その結果から高齢者福祉施設における救急要請ガイドラインを作成しました。

高齢者福祉施設様が緊急時の対応についてご確認いただくことで安全に対する意識を高め、入所者が安全で安心に過ごされる一助となれば幸いです。

2 高齢者福祉施設救急要請時対応マニュアル

緊急性が認められない場合は、民間患者搬送事業者等、他の搬送手段で医療機関の受診をお願いします。



3 高齢者福祉施設における救急要請ガイドライン

救 急 要 請 ガイドライン	
①救急搬送の要件	以下の場合で医療機関等に緊急に搬送する必要があるもの ○災害により負傷した場合 ○屋外の事故等で負傷した場合 ○屋内の事故等で負傷し、迅速に医療機関へ行く手段がない場合 ○悪化する病気で迅速に医療機関へ行く手段がない場合 ※緊急性が認められるとは… ・意識障害、呼吸困難、心不全、呼吸停止・心停止等により迅速に医療機関への搬送が必要な場合をいいます。 ※救急車の数は限られています。地域の限られた医療資源を大切に考え、救急車の適正利用をお願いします。
②協力医療機関への連絡と搬送先医療機関の確保	○協力医療機関やかかりつけ医があれば連絡をお願いします。 ○あらかじめ搬送先医療機関を交渉・確保されている場合は救急隊に情報提供をお願いします。 ※救急隊が出場すれば蘇生が必要な方には蘇生処置を実施して医療機関へ搬送します。傷病者や家族から DNAR の意思表示がある場合はあらかじめ協力医療機関やかかりつけ医と相談しておいてください。
③施設内の対応	○緊急事態が発生したことを施設内職員に知らせ、緊急事態が起こった場所に職員を集めてください。 ○集まった職員の役割を分担してください。 ・119番通報、関係者への連絡 ・傷病者に対し、応急手当の実施 ・救急隊等の誘導 ○救急隊（消防隊）が到着すれば傷病者の元へ案内してください。 ○傷病者に関する情報と何が起こったのか説明してください。傷病者情報の伝達は別添の「救急隊への情報提供書」を利用してください。
④施設職員の同乗	○医療機関への申し送りが必要なので傷病者の状況についてわかる方の同乗をお願いします。（看護記録・介護記録等を持参）
⑤民間患者等搬送事業者等の利用	○緊急性がない場合（医療機関へ通院する）には、民間の患者等搬送事業者の利用をお願いします。

4 救急要請の基本的な考え方

① 救急車は地域の限られた医療資源です

症状から見て緊急に医療機関に搬送しなければならない場合は、すぐに119番通報してください。

重大な病気やけがの可能性があり、救急車を呼ぶべきか悩んだ場合は施設の契約医療機関等に相談されるか消防本部（0794-63-0119）に電話で相談してください。

② 救急車以外の搬送手段の検討

超高齢社会の進展に伴い、救急車の要請件数は年々増加傾向にあります。緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合は、タクシーや民間患者等搬送事業者の利用をお願いします。

※利用時間・利用料（有料）は各社で異なりますので詳しくはお問い合わせください。

③ DNAR（Do Not Attempt Resuscitation ⇒ 心肺蘇生法しないで）

アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning ⇒ 患者、家族、医療従事者、福祉関係者等の話し合いを通じて、これからの治療・ケアの目標や選考を明確にするプロセス）という言葉が普及していく中、救急隊が現場に到着した際、ご家族や施設関係者の方から「心肺蘇生法をせずに医療機関へ運んでほしい」等のご要望を受けることがあります（DNAR）。しかしながら、救急隊は119番通報があり救急要請があった時点で救命に全力で尽くす義務があるため、心肺蘇生（胸骨圧迫及び人工呼吸）、場合によっては静脈路の確保、器具による気道確保などの医療行為を行いながら医療機関へ搬送することになります。また、医師の診察前に警察へ通報すると、警察から救急要請される可能性があり、その際も現場へ駆けつけ同様の処置を行うこととなります。万が一の際、ご本人やご家族が望まない処置を受けることがないよう、普段から入居者の意向について、かかりつけ医やご家族を交えて相談していただき、情報把握に努めていただきますようお願いいたします。

5 施設内での事故防止、日頃からできる対策

① 事故の予防（転倒・転落等の防止）

普段生活していて慣れている場所でも事故は起こります。小さな段差でつまづき転倒することもあります。単なる転倒でも高齢者の場合、骨折等を伴い重症となる場合があります。施設内で事故予防に関する対策（危険個所の点検等）を講じ、入所者の安全のためにも転倒・転落等の防止に努めてください。

② 入所者の情報提供表の作成

入所者の方一人ひとりに対して、添付の情報提供表を事前に記入しておいてください。救急隊の必要な情報が集約されていますので、情報提供時に非常に役立ちます。また、年齢や既往症、処方薬等の情報は年々変化していきますので定期的な更新も併せてお願いします。

③ かかりつけ医、協力医療機関との連絡体制の構築

入所者ごとのかかりつけ医や医療機関との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときにどうするか、ACP（DNAR）を含めた相談や、受診ができる体制を取ってください。入所者が高齢者であることを認識し、体調の変化や何かしらの症状が発症した場合、早めに発見し早めに医療機関を受診できる体制を構築してください。症状が悪化する前に受診することや、夜間・休日で人が少なくなる前の対応をお願いします。

④ 応急手当の習得と実施

救急隊が到着した際、傷病者の方が重篤な状態であるにも関わらず、応急手当がなにもされていない場合があります。傷病者の救命には発見者や居合わせた方の速やかな応急手当が不可欠です。入所者が急に生命の危険にさらされたとき、そのまま放置するのではなく、誰かがすぐに救いの手を差し伸べるような体制にする必要があります。そのためには、まず、応急手当を身につけて、いつでも救いの手を差し伸べられるようにしてください。応急手当を学ぶことによって事故の防止や安全に対する意識を高めることにも繋がります。入所者が安心して暮らせる施設を目指してください。

※応急手当講習に関するお問い合わせについては、小野市消防本部救急課（[TEL:0794-63-4636](tel:0794-634636)）にご連絡ください。

☆休日や夜間の救急患者発生時の対応について☆

施設内で事故防止に努めていても、いつ緊急事態が起こるかわかりません。

休日・夜間は施設職員が少なくなることは把握しています。緊急時に少ない人数でどのように行動すべきか、入所者の救命のためにできることを施設内で事前に相談しておいてください。

高齢者福祉施設から救急隊への情報提供表

救急車を要請する場合 ⇒ ①施設名 ②住所 ③対象者の氏名・年齢・性別

④発生概要（何が起こったか？） ⑤対象者の状況（意識の状態等）

などの情報を119番した先の指令員にお伝えください。

【事前記載事項】

※ご利用者毎に事前に記載しておいてください

ふりがな 氏 名			年 齢	歳	性 別	男 ・ 女
電話番号			生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
住所						☐ 施設に同じ
病歴等	現在治療中の病気・ケガ			既往歴（入院歴や入院先病院名・手術歴等）		
常用服用薬	処方箋等があればコピーしておいてください			アレルギー 有・無	詳細記入（薬・食物等）	
日常生活	会話	可能 ・ 一部可能 ・ 不可		歩行	可能 ・ 一部可能 ・ 不可	
後遺症	有 ・ 無		介助		要 ・ 不要	
認定の有無	要支援：１・２		要介護：１・２・３・４・５		未認定	
DNAR（蘇生処置をしないで）の意思表示はありますか？ ※医師に情報提供し、救命処置の参考とさせていただきます。				有（本人・家族等関係者）・無 関係者の続柄（ ）		
かかりつけ医療機関				電話番号		
ふりがな 担当医師名			意思表示の 書類について	有 ・ 無 有の場合は用意してください 処置の参考とさせていただきます		
緊急連絡先 （家族等）	ふりがな 氏名				電話番号	
	住所					続柄
自由記載欄						

【最終更新日： 年 月 日】⇐可能な限り定期的な更新をお願いします

事案発生時の状況

【119番通報時の記載事項】 **記載の上、到着した救急隊(消防隊)に渡してください。**

発症(受傷)を目撃しましたか？				はい(日 時 分頃)・いいえ			
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか？ 日 時 分頃							
DNAR(蘇生処置をしないで)の意思表示について再確認				有(本人・家族関係者)・無			
家族・関係者への連絡			済・未		家族・関係者へ連絡をお願いします		
意識消失	有・無	転倒	有・無	出血	有・無	出血がある場合は血液の付着に注意して止血をお願いします	
発症又は発見時の状況や時系列、主な訴えや症状、普段の違いなどを記載してください ☐ 頭痛 ☐ 胸痛 ☐ 背部痛 ☐ 腹痛 ☐ 腰痛 ☐ 発熱 ☐ けいれん ☐ 呼吸苦 ☐ 気分不良 ☐ めまい ☐ しびれ ☐ 脱力感 ☐ だるさ ☐ 嘔気・嘔吐 最後の食事：朝・昼・夜 時 分頃(内容物：)							

《お願い事項》

- ① 正常な呼吸がない場合は、**応急手当（救命処置・心肺蘇生）**を行ってください
- ② 速やかな処置の実施のため、**玄関の開錠・傷病者の居場所への誘導**をお願いします。
- ③ 救急搬送の際の付き添い（**事情がよくわかっている方**）をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。